

生駒市規則第 23 号

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則

生駒市市民サービスコーナー規則（平成 8 年 10 月生駒市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「午後 5 時」を「午後 4 時 30 分」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。